公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２８号
岩手県大船渡市盛町字木町２番地20　今野忠夫方、前住所岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前103番地５
債務者　村上　恵一
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　在間　文康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３９号
群馬県伊勢崎市除ケ町347番地14
債務者　古田　浩幸
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　入澤　裕樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４０号
三重県名張市鴻之台２番町73番地　タウニースィートホーム202号
債務者　市田　裕紀
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３４号
愛媛県今治市土橋町１丁目３番１号　ハイツおおさわ７号
債務者　玉井　美貴
１　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１３９号
高知市堺町４番６号
債務者　川崎　吉照
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　弘己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前９時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４０号
高知市堺町４番６号
債務者　川崎ふじ子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　弘己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前９時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６９号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目１―22㈱ＹＡＫＵＳＨＩＳＯ内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市和田３丁目26番23号（和田ハイツ103号　川井田タエ方）
債務者　古野　妙子
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　政幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３００号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番63号、前住所大阪府泉佐野市若宮町10番13―1003号
債務者　奥野　幸孝
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
北九州市小倉北区下到津２丁目７番24―406号
債務者　黒田　稔広
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　陽代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２７号
佐賀県鳥栖市弥生が丘２丁目245番地21
債務者　西村拡一郎
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野紗矢香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
佐賀県三養基郡みやき町大字西島2279番地１
債務者　平　　義高
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　優理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
佐賀市卸本町６番37―603号
債務者　矢ケ部栄治
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1011番地の１―202、前住所大阪府泉佐野市鶴原１丁目３番１―102号
債務者　野田　佳弘
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番６―504号
債務者　久冨　芳彦
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成田由岐子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３８７号
横浜市磯子区洋光台３丁目24番14号　サニーコート202号
債務者　濱田　謙三
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滝沢　　章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目９番13号
債務者　木下　浩之
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係